

参考資料

1. 地籍調査の概要等

国土調査法 (昭和26年6月1日 法律第180号)

(第1条:目的)

この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

国土調査促進特別措置法 (昭和37年5月19日 法律第143号)

(第1条:目的)

この法律は、国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

○ 地籍調査は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目を調査し、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるもの。

○ 登記所では、地籍簿に基づき登記記録の内容を変更するとともに、地籍図を不動産登記法第14条第1項の地図として備え付ける。



①住民への説明会

調査に先立って、住民への説明会を実施します。



②一筆地調査

土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。



③地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。



⑥登記所への送付

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。



⑤成果の閲覧・確認

地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。

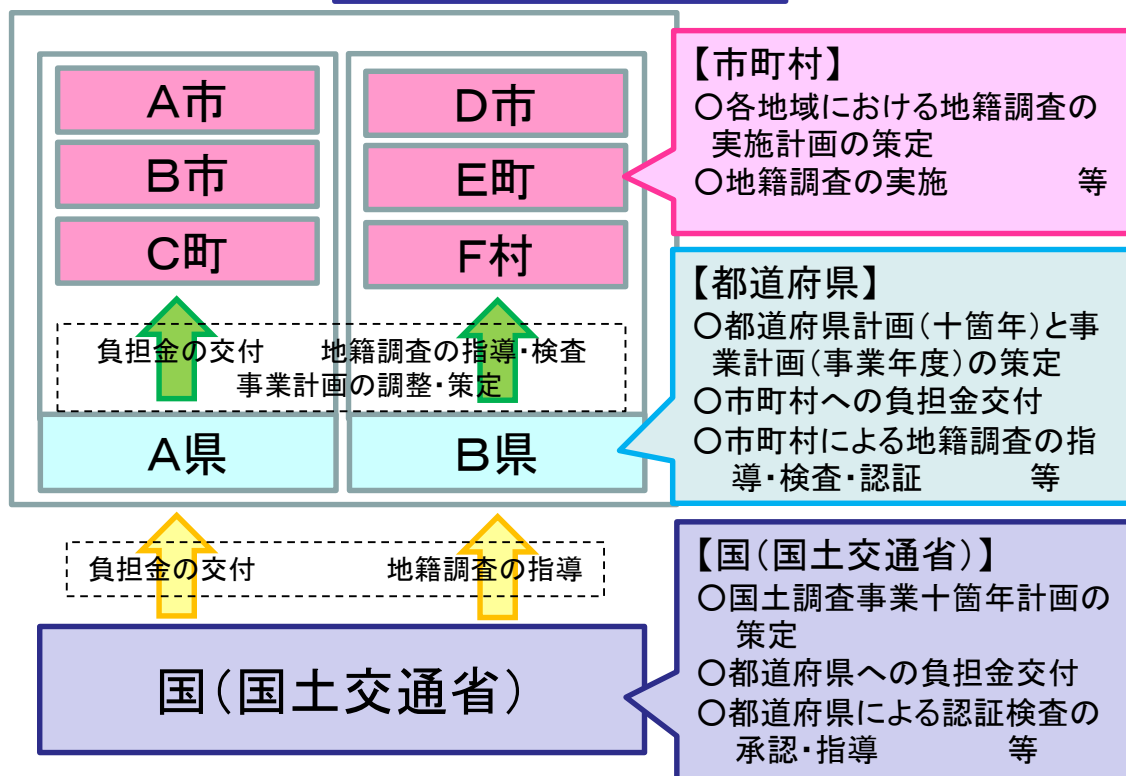


④地積測定・地籍図等作成

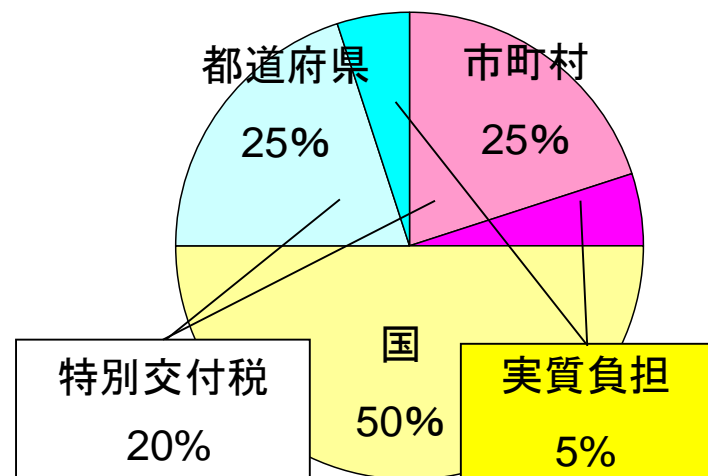
各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。

- 地籍調査は、自治事務として市町村等が実施。
- 都道府県は、市町村に対し負担金の交付、地籍調査の指導・検査、事業計画の調整・策定、国は都道府県に対し負担金の交付、地籍調査の指導が主な役割。
- 事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4(市町村が実施する場合)であり、地方公共団体の負担分のうち8割について、特別交付税の交付対象。

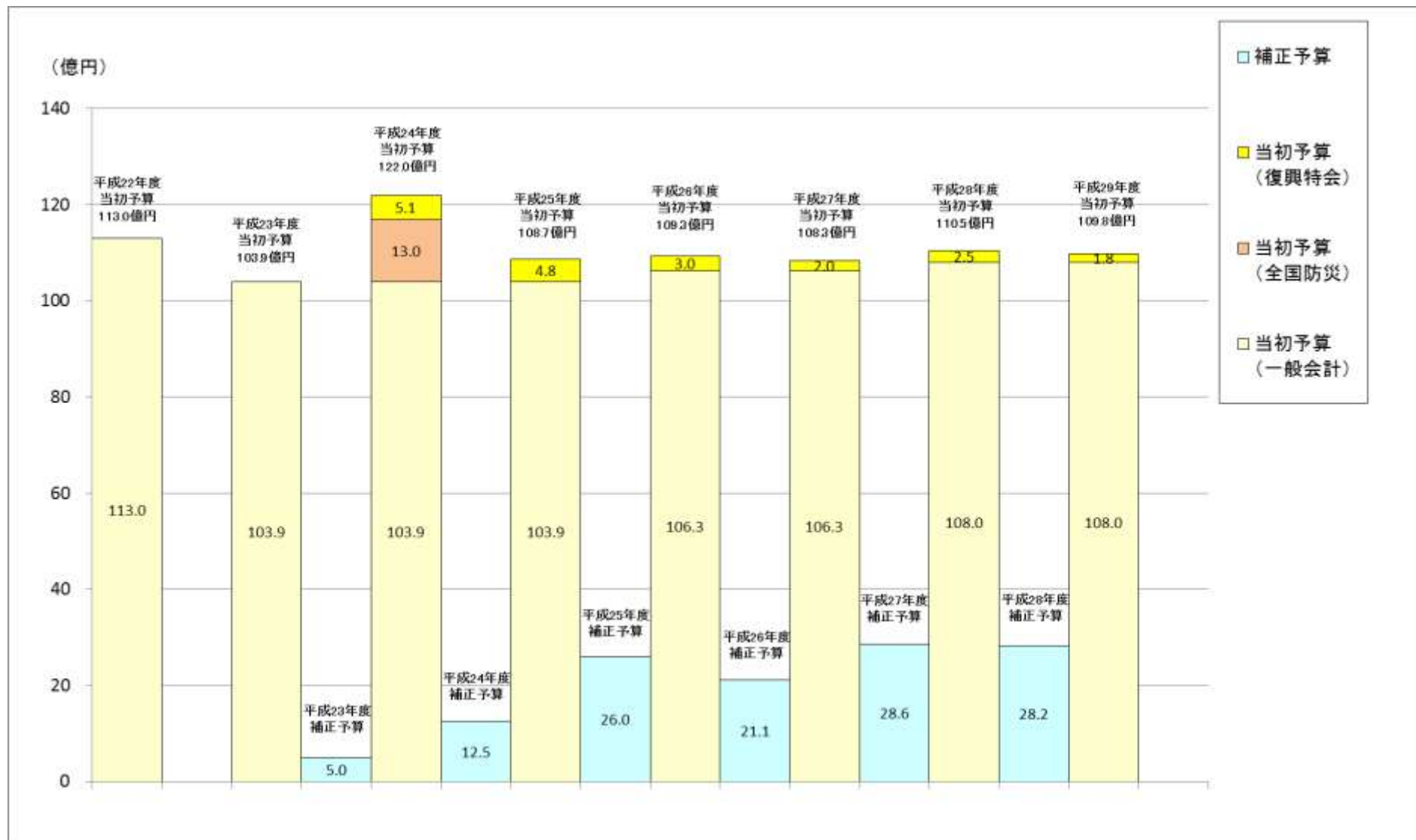
地籍調査の実施体制



地籍調査の負担割合



地籍調査費負担金等の予算推移



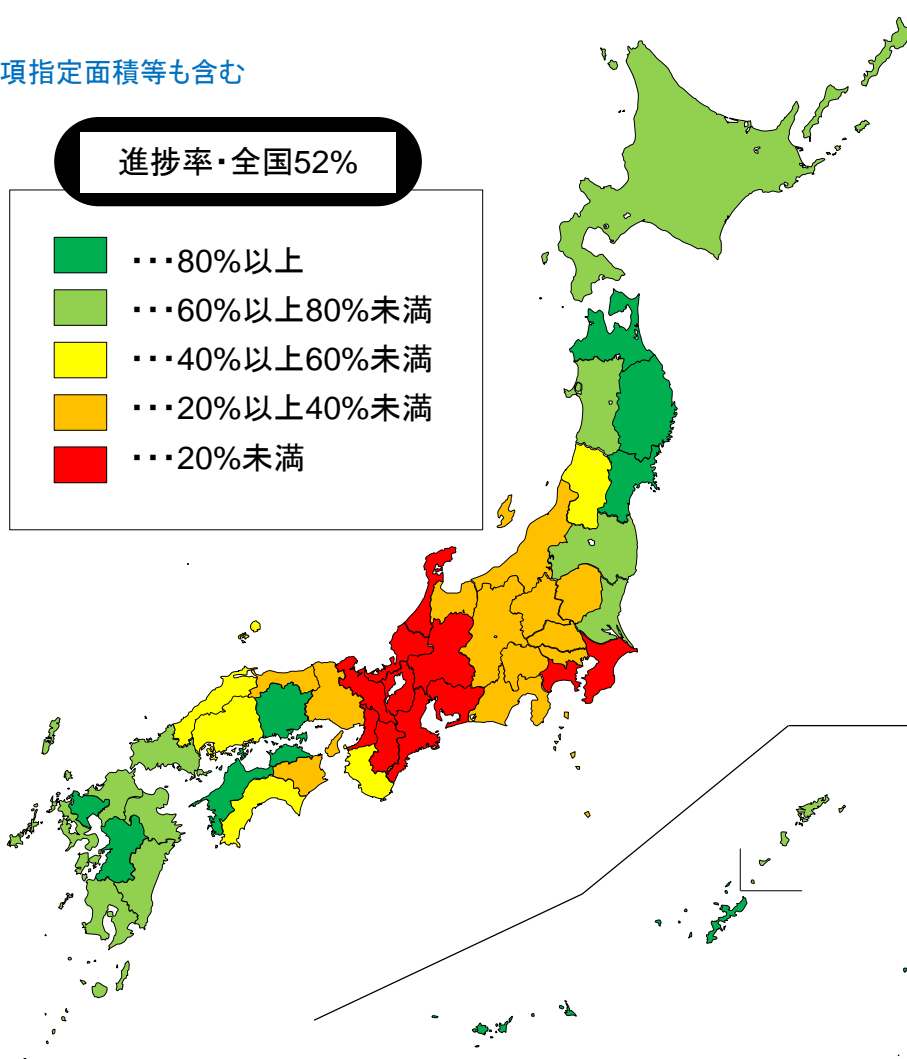
地籍調査の実施状況(進捗率(面積ベース))

- 平成29年3月末現在の全国の地籍調査進捗率は約52%(19条5項指定面積を含む)。
- 地域差が大きく、東北、九州が比較的進んでいるが、関東、中部、近畿などの中日本で遅れ。

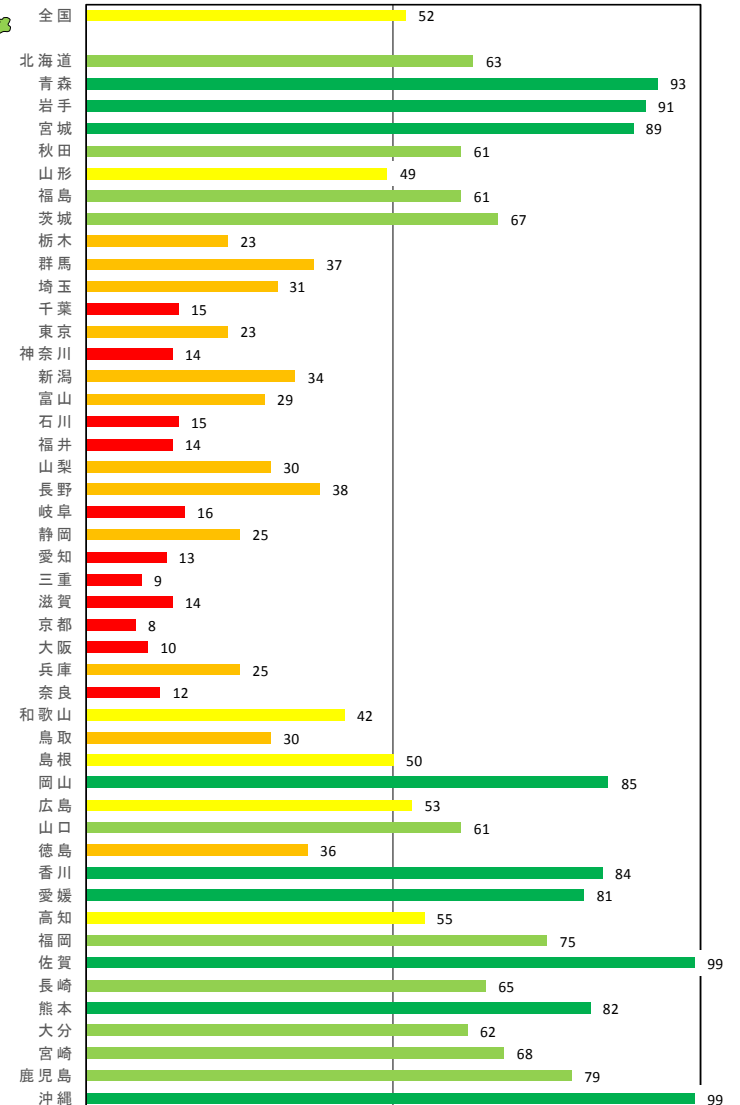
※19条5項指定面積等も含む

進捗率・全国52%

- 80%以上
- 60%以上80%未満
- 40%以上60%未満
- 20%以上40%未満
- 20%未満



(平成29年3月末)



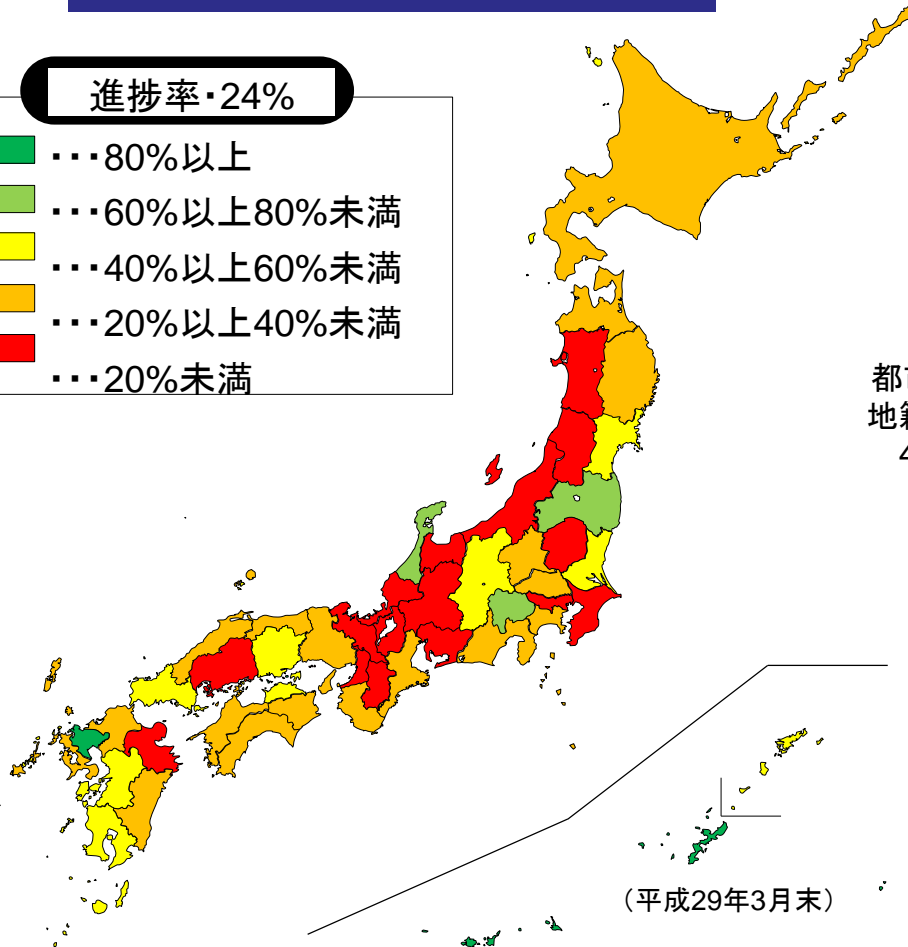
都市部における地籍調査の状況

- 平成29年3月末現在の都市部の地籍調査進捗率は24%、全体の進捗率より比べ28%の遅れ。
- 都市部を有する825市区町村のうち、地籍調査が完了している市区町村の割合は16%（135市区町村）、都市部で実施している割合は43%（350市区町村）。
- 一方、41%にあたる340市区町村が未実施。

都市部のみの進捗率(都道府県別)

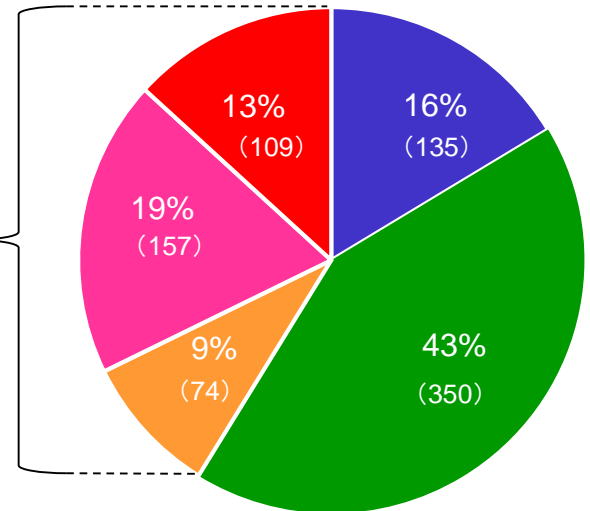
進捗率・24%

- 80%以上
- 60%以上80%未満
- 40%以上60%未満
- 20%以上40%未満
- 20%未満



都市部を有する市区町村における地籍調査の実施状況(H29年3月末)

都市部における地籍調査未実施
41% (340)



- 完了
- 実施中(都市部)
- 実施中(都市部以外)
- 休止
- 未着手

- 都市部では、地価が高いため所有者の権利意識が強く、権利関係も複雑であるため、土地所有者等による境界確認が難しいケースが多い。
- また、土地が細分化されているため、土地境界が複雑であり、他の地域に比べ、一筆地調査や測量の作業に時間や経費を要する。

一筆地調査での課題



- 土地所有者の権利意識が高く、境界確認がなかなか進まない
- 土地所有者が頻繁に入れ替わるため、境界を測った図面は持っていたとしても、詳細な土地境界を知らない土地所有者が多い
- 隣人関係が希薄であり、立会い調整が困難 など



一筆地調査での境界確認を円滑に実施するためには、過去に実施された土地境界に関する調査の資料等をもとに、想定される土地境界の位置を現地や図面に示す必要があり、時間と手間を要する。

測量での課題



- 地価が高く、少しの位置のズレが土地の価格に大きく影響するため、高い測量精度が要求される
- 測量時の視通確保が困難であるため、測量自体が難しく、適切な基準点設置や精度管理をしなければ、土地境界の測量精度が低下する など



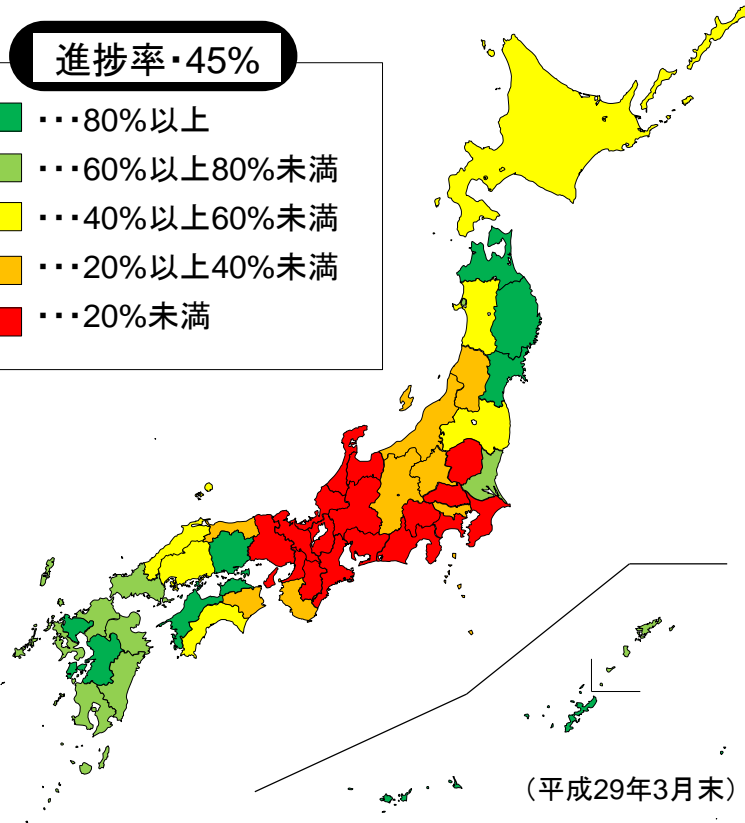
高い精度の測量を実現するため、地籍調査に先立って、精度の高い測量の基準点を調査地区内に均等に適切な密度で設置しなければならず、時間と手間を要する。

- 平成29年3月末現在の山村部(林地)の地籍調査進捗率は45%に留まっており、宅地部や農地部に比べて遅れている。
- 山村部では、土地所有者等の高齢化や不在村化が急速に進行し、土地境界に詳しい人が極めて少ない状況。

山村部のみの進捗率(都道府県別)

進捗率・45%

- …80%以上
- …60%以上80%未満
- …40%以上60%未満
- …20%以上40%未満
- …20%未満



森林の境界の明確化が進まない理由



資料: 農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

- 現行の地籍調査手法では、一筆地調査、測量ともに、現地に立ち入り実施するため滑落などの危険性が高く、また一筆あたりの標準作業量が大きく、多くの手間と時間を要するため、調査手法の効率化・簡便化が必要。

地帯別の一筆あたりの標準作業量

地帯	地図の縮尺	一筆あたりの標準作業人日			
		測量	一筆地調査	地積測定等	計
都市 ↑ ↓	1/250	0.19	0.18	0.05	0.42
	1/500	0.34	0.27	0.07	0.68
	1/1000	0.43	0.53	0.12	1.09
山村	1/2500	0.67	0.53	0.23	1.43
	1/5000	3.63	2.19	1.62	7.44

※平成29年度版地籍調査事業費積算基準書より試算

一筆地調査での課題



高齢化や過疎化が進み、離村する土地所有者も増加しているため、所有者探索が困難

急峻な土地では、滑落などの危険性が高く、土地所有者との立会が困難

地籍測量での課題



山の起伏や木々により、上空視界や点間の視通が確保できず、TS測量やGNSS測量のみでは、効率的な測量の実施が難しい。

山村部が最も一筆あたりの作業人日が多く、特に測量や一筆地調査における作業が他の地帯に比べ多い傾向

○ 地籍整備は、主に市町村が実施する「地籍調査」及びその基礎となる測量等を国が実施する「基本調査」、民間等の測量成果について、国が地籍調査の成果として活用する「19条5項指定」等により推進。

地籍整備

主に市町村が実施

地籍調査

- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

基本調査

○地籍調査の基礎とするために行う土地の測量を実施する調査

- ・ 市町村等による通常的地籍調査の実施が困難な地域において、地籍調査を実施するために必要な基礎的な情報を整備するための調査

・ 都市部官民境界基本調査

○都市部において、市町村等が行う地籍調査に先行して、国が官民の境界情報^{※1}を整備するために実施する基本調査

・ 山村境界基本調査

○山村部において、市町村等が行う地籍調査に先行して、国が主要な土地境界情報^{※2}を保全するために実施する基本調査

・ 被災地域境界基本調査

○地震に伴い複雑な地殻変動が発生した地域において、市町村等が行う地籍調査成果の復旧に先行して、国が地殻変動によるズレを把握し、補正パラメータの作成等を行うために実施する基本調査

○地籍の明確化を行うために行う調査

- ・ 一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめる調査

※地籍調査においては、土地所有者等の立会を実施することにより、境界等の確認を行い、一筆毎の土地の境界等を明らかにし、その結果に基づき、各筆の境界に関する点の測量や各筆の面積等の測定等を行うことで、地籍を明確化する。

国が実施

民間主体の測量成果の活用

19条5項指定

- ・ 地籍整備推進調査費補助金

○国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の民間事業者及び地方公共団体による測量成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして国土交通大臣等が指定

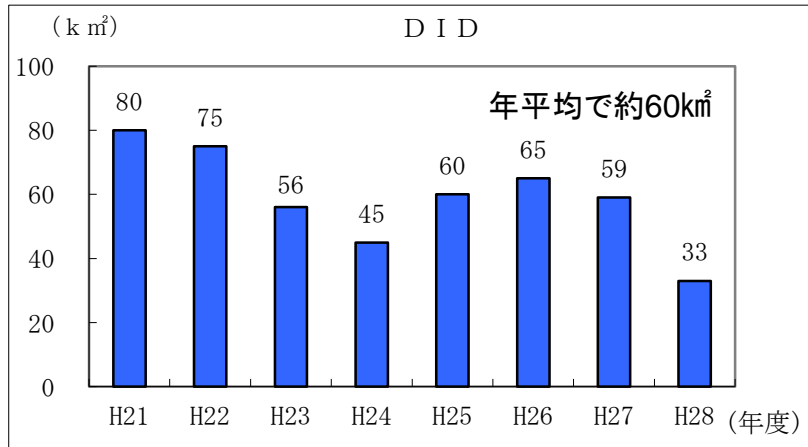
※1 道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報

※2 三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報

2. 官民境界等先行調査

- 地震や津波等による災害のおそれのある地域では、事前防災対策の推進や被災後の迅速な復旧のために土地境界情報が必要不可欠だが、現状の仕組みでは地籍調査の早期完了は困難。
- 都市部の地籍調査では、特に民間の一筆地調査や測量に多大な時間と経費を要するが、官民境界の調査のみであれば、3.4倍以上の早さで調査が完了する見込み(地籍整備課による試算)。
- 官民境界情報の整備により、災害後の迅速な復旧・復興が可能となることから、都市部の地籍調査では、官民境界情報の先行的な整備が重要。

都市部(DID)における地籍調査の実績 (年度別の実施面積)



都市部での地籍調査における1地区あたりの調査面積は約0.2km²であり、1地区あたりの調査期間は2年以上必要。

官民境界調査を先行的に実施する場合 (試算)

事業費単価(1km²あたり)※の比較 ※H28年度地籍調査事業費積算基準書より

都市部における地籍調査の事業費 : 約7,400万円



官民境界等先行調査の事業費 : 約4,600万円

⇒ 同額の予算であれば、約1.7倍の面積を調査可能

調査期間の比較

地籍調査 : 2~3年

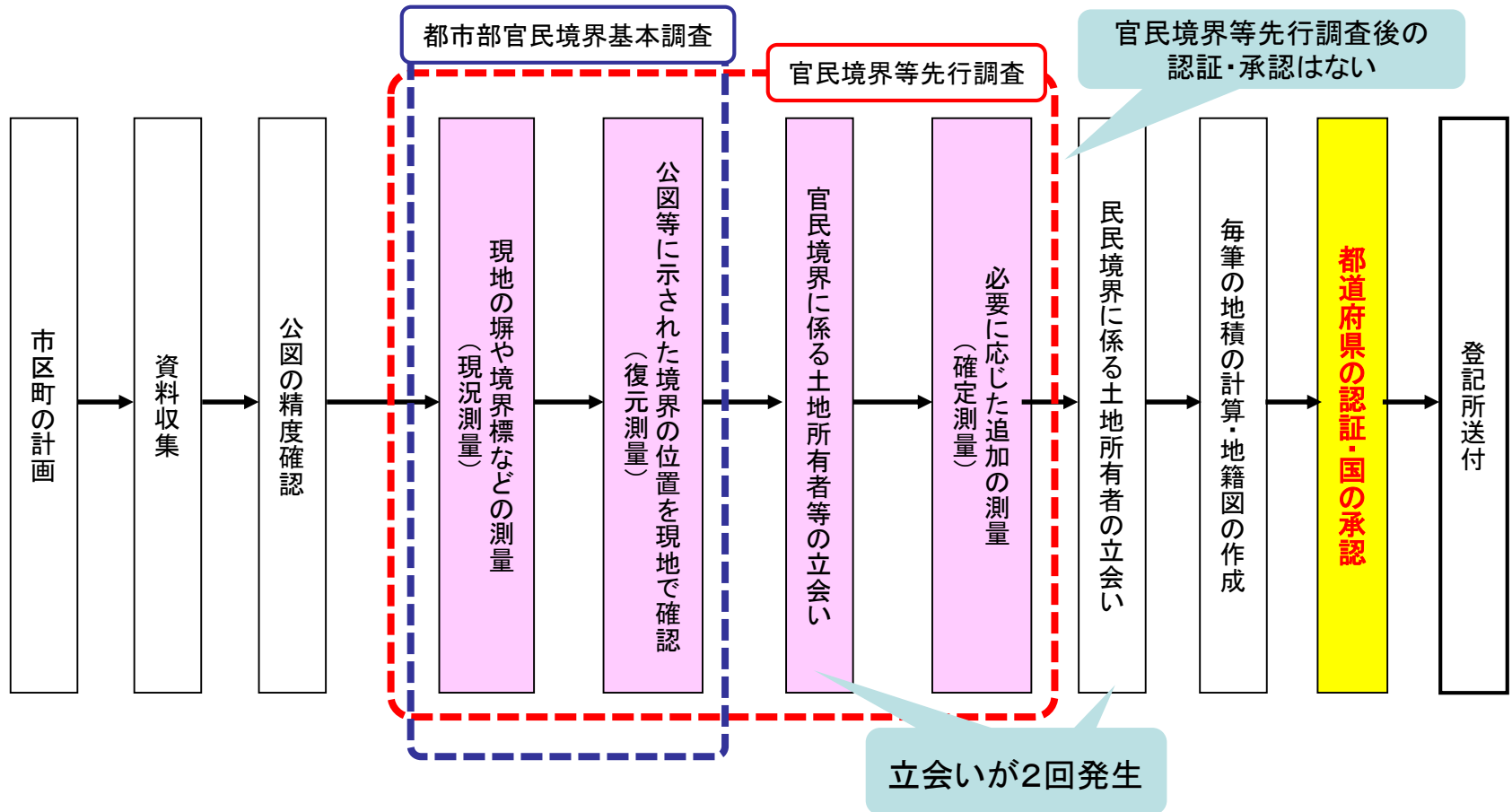


官民境界等先行調査 : 1年

先行的な官民境界調査の場合、通常的地籍調査に比べ短期間で広範囲を調査することができる。
(同額の予算で約1.7倍の面積を調査でき、期間も1/2以下に短縮できるため、通常的地籍調査に比べ3.4倍以上の早さで調査可能)

- 官民境界等先行調査で整備した基準点や官民境界情報は、都道府県による認証や国の承認を受けていないため、調査過程での中間成果に留まり、民境界を調査しなければ地籍調査成果の公表や活用につながらない。
- 官民境界等先行調査後、数年後に後続の地籍調査(民境界のみ)を実施するため、短期間(数年間)の間に官民境界と民境界で2回の立会いが必要(土地所有者の負担が増)。

現在の地籍調査の流れと官民境界等先行調査



官民境界等先行調査の位置づけの明確化

- 官民境界の調査をより効果的に実施できるようにするため、官民境界等先行調査の成果についても、通常の地籍調査同様、国土調査法における認証・承認の対象として位置づけることを検討。
- 官民境界等先行調査の位置づけを明確化することにより、都市部等における事前防災対策の取組を加速化させるとともに、民間等の測量成果の活用を促進し、効率的な地籍調査手法を検討【P11以降で後述】。

国土調査法における市町村等が行う官民境界等先行調査の位置づけイメージ

地籍調査

毎筆の地籍の明確化を行うために行う調査

・一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめる調査

イメージ1

官民境界等先行調査

官民境界の明確化を先行的に行う調査

・官民境界に係る土地について、所有者等を調査するとともに、官民境界及び街区面積の測定を行い、その結果を、地図等にまとめる調査

イメージ3

官民境界等先行調査

基本調査

地籍調査の基礎とするために行う調査・測量

都市部官民境界基本調査

イメージ2

官民境界等先行調査

【イメージ1】国土調査の一事業として位置づけ
(地籍調査と同列)

【イメージ2】基本調査の一事業として位置づけ
(都市部官民境界基本調査と同列)

【イメージ3】地籍調査の一事業として位置づけ

位置づけに伴う留意点

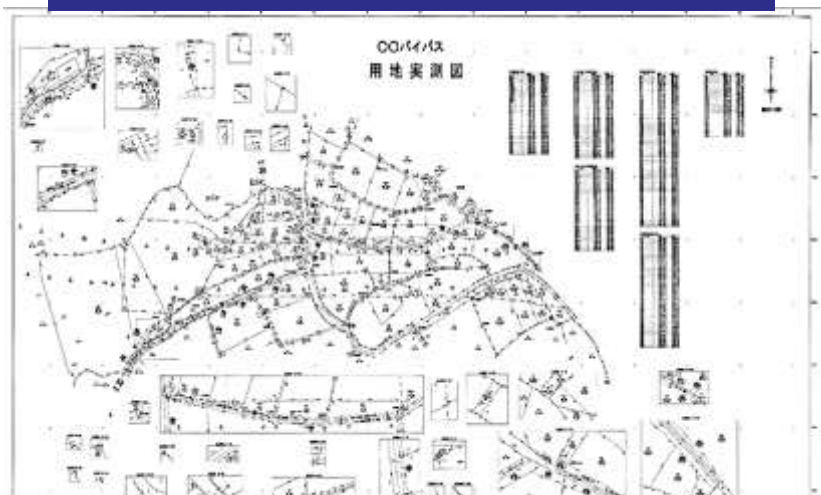
- 官民境界等先行調査の認証・承認後の成果は、法務局に送付すべきか
- 従来の都市部官民境界基本調査との棲み分け等

3. 情報通信技術 (ICT) を活用した 地籍整備の効率化

地籍調査以外の測量成果の活用状況

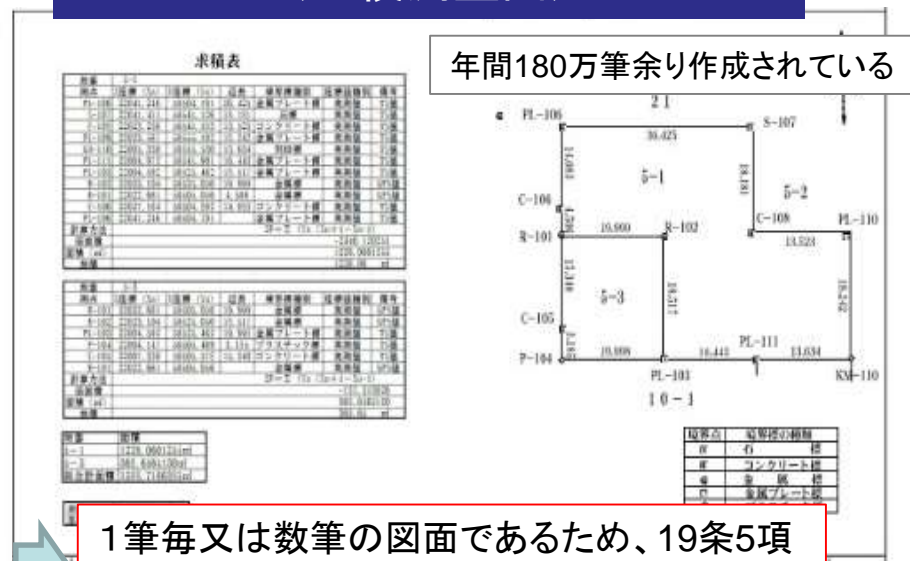
- 用地実測図・境界確定図などについては、測量範囲が500㎡以上のもので精度・正確さを有していれば、19条5項指定の対象となるが、範囲が狭小なものや路線状のものが多く、19条5項指定に結びつかないものが多数存在
- 地積測量図については、範囲が狭小であるため19条5項指定には結びつかないが、境界の立会いや測量は、地籍調査と同等のものが多数存在
- 測量成果は事業主体が保管しているが、世の中に公開されていないため、地籍調査の部局が把握していない測量成果が多数存在。

公共・民間事業における測量図面 (用地実測図・境界確定図など)



地籍調査と同等以上の精度・正確さを有したものは19条5項指定対象だが、結びつかないものが多い

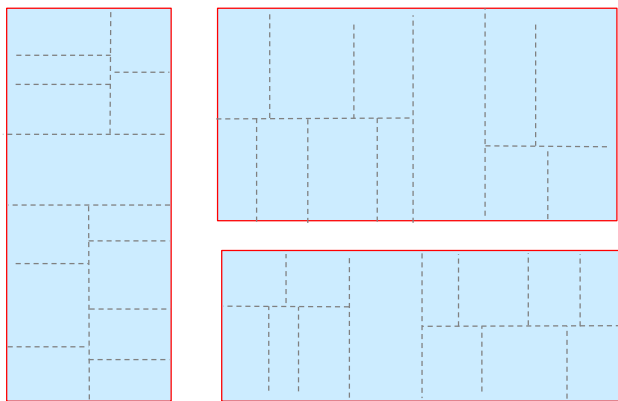
個々の土地取引における測量図面 (地積測量図)



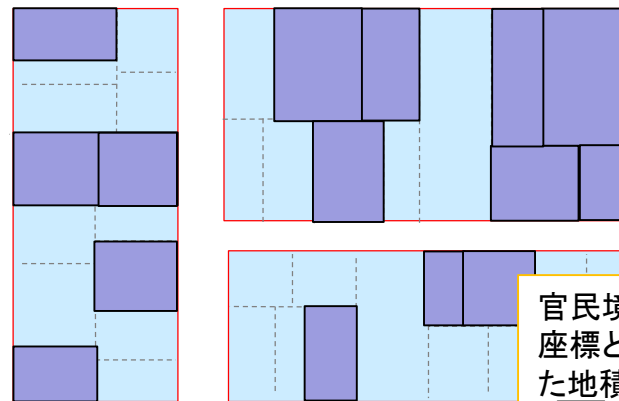
1筆毎又は数筆の図面であるため、19条5項指定の対象外

- 都市部においては、民間等による土地取引が活発であり、土地境界の測量も多く実施されているため、これら民間測量成果等を有効に活用することが重要。
- 官民境界等先行調査の成果をベースとし、民境界について民間測量成果等を蓄積・活用することで、効率的な地籍整備の実施が可能

① 官民境界を先行的に整備

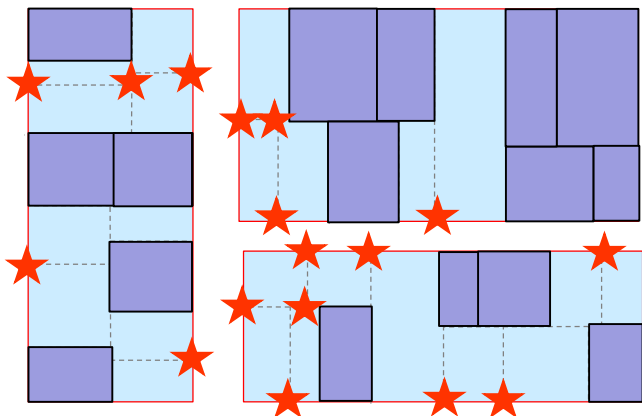


② 地積測量図等の他の測量成果の蓄積



官民境界の位置座標と整合のとれた地積測量図(■)を蓄積

③ 他の測量成果を活用した民境界の調査



- 一定程度、地積測量図等が蓄積された時点で民境界の調査を実施。
- 地積測量図が作成されている境界については、その座標値を活用することで、境界確認の立会いや測量を省略
- 地積測量図が作成されていない境界(★)については、立会いや測量を実施

立会いや測量に係る負担が軽減し、効率的な地籍整備が可能

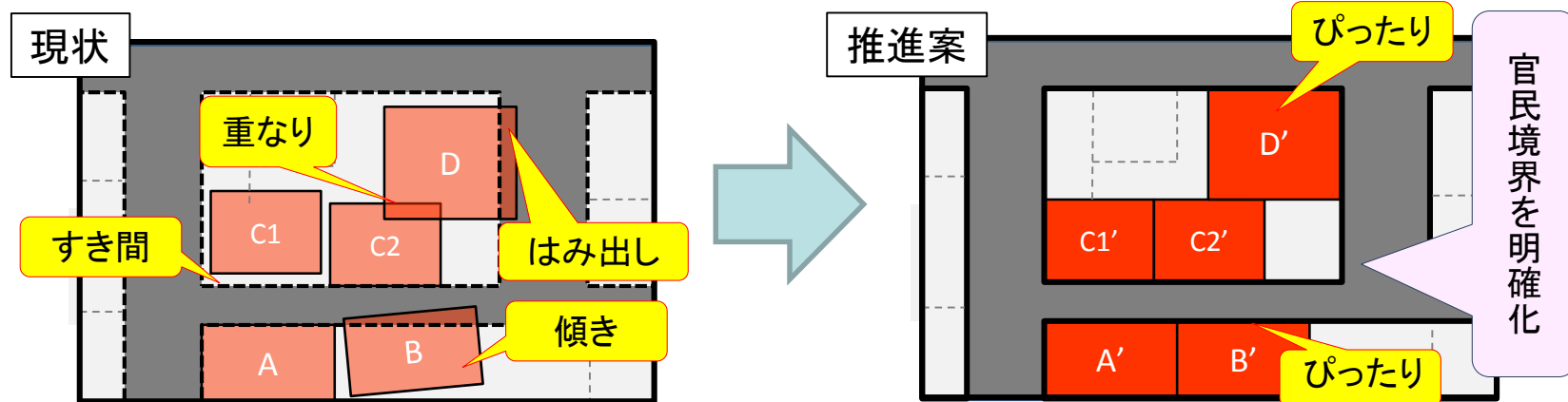
地籍調査以外の測量成果を有効に活用するための課題

【課題1】世の中の様々な測量成果が共有されておらず、効率的な取得が困難

- 公共事業や民間事業で実施された測量成果は、それぞれの事業主体が保管し、公開されていない。
- 個々の地積測量図についても、登記手続きに伴い、法務局に添付書類として提出されるものの、PDFなどのイメージデータがほとんどであり、数値データは測量を実施した土地家屋調査士等が個々に保管。

測量データを蓄積・共有するプラットフォームが必要

【課題2】位置の基準が統一されておらず、隣接図面が接合しない



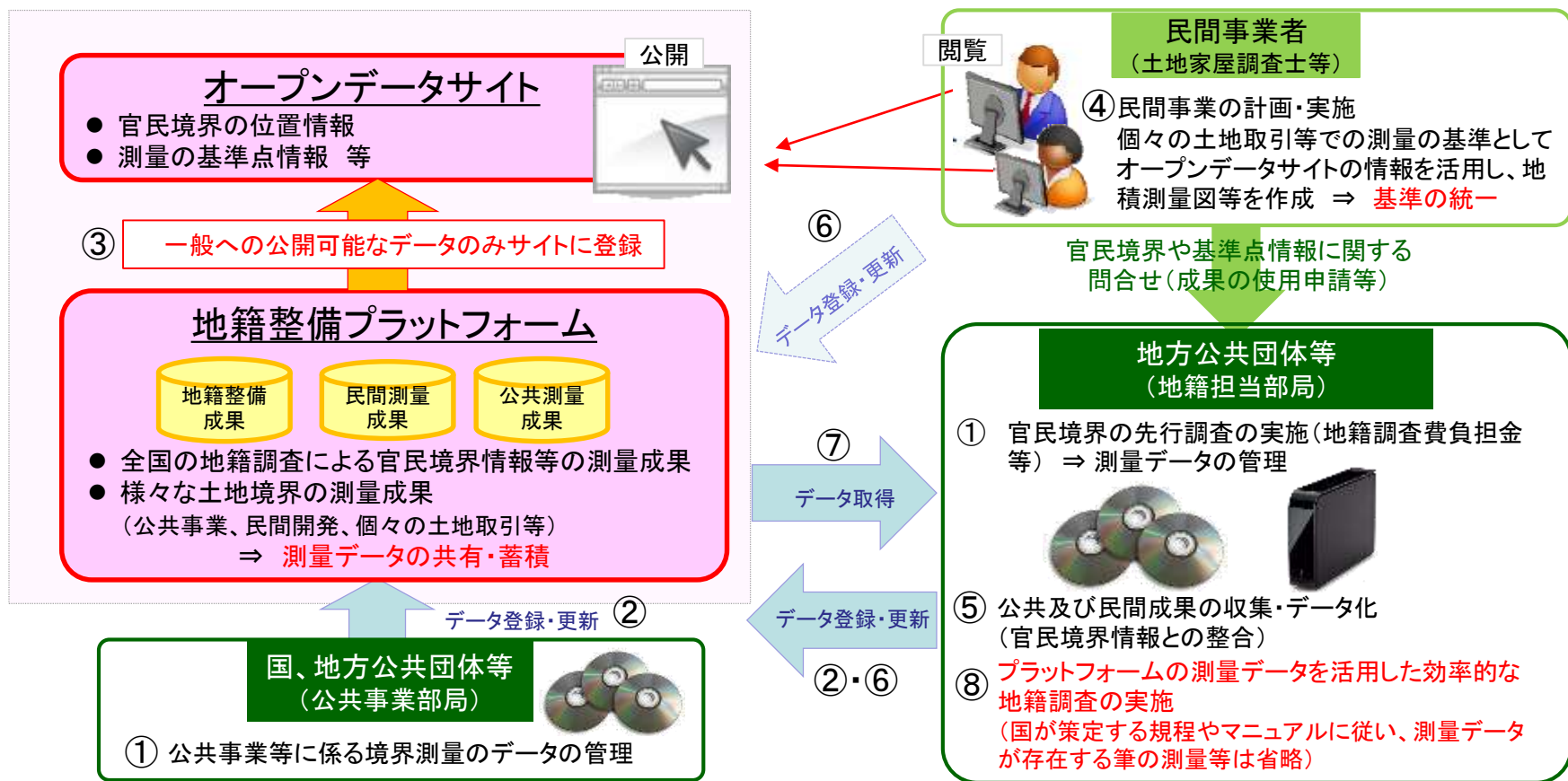
位置の基準が統一されていないと、隣接の図面との間に隙間や重なりが発生したり、図面の傾きが発生するなど、接合させることが困難。

測量で使用する基準点を共通にし、先行的に整備された官民境界の位置に整合するように測量することで、個々の測量成果の接合が容易になる。

官民境界等先行調査により既に整備された基準点と官民境界データをオープン化することで、その他の測量においても統一の位置基準での測量が実施され、基準が統一された測量データを共有・蓄積することが可能

プラットフォーム及びオープンデータシステムの整備

- 地籍整備のためのプラットフォームとオープンデータサイトを構築し、市町村等で整備した地籍調査の基準点や官民境界の位置情報等を公開するとともに、世の中の土地境界に係る測量成果を収集・蓄積・共有
- 民間測量データを活用した効率的な手法に関する実証実験等を実施し、マニュアル等を整備・公開することで、市町村等による地籍調査の効率化を推進



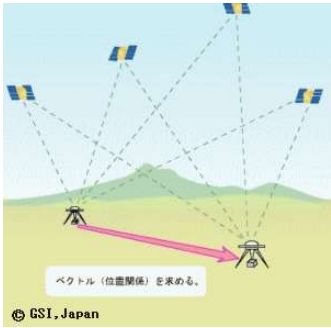
4. 地籍調査における測量新技術 の活用

- 地籍調査における誤差の限度や標準的な手法は、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)や地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第72号)において定められているが、都市部や農地部、林地部などの地帯の違いにより、求められる測量精度や現地の状況も異なり、測量の手法が異なる。

	都市部	宅地部 農地部	林地部
誤差の限度	【大都市部】 2 ~ 7 cm 【その他の都市部】 7 ~ 20 cm	【宅地部】 15 ~ 45cm 【農地部】 25 ~ 75cm	50 ~ 300cm
測量の手法	○GNSS測量(スタティック法) ○トータルステーション(TS)測量	○GNSS測量(スタティック法) ○GNSS測量(単点観測法) ○トータルステーション(TS)測量	○GNSS測量(スタティック法) ○GNSS測量(単点観測法) ○トータルステーション(TS)測量 ○デジタル方位距離計

- ◆ 誤差の限度が大きい林地部においては、比較的簡易な測量技術であるGNSS測量(単点観測法)やデジタルコンパス測量による観測が可能となっている。
- ◆ 一方、都市部は高い精度が求められるため、GNSS測量(スタティック法)やTS測量による精密な測量が必要

GNSS測量(スタティック法)



GPS衛星などの測位衛星を用いた測量手法であり、2台以上のGNSS測量機で同時に観測を行い、その間の距離や方向などの相対的な位置関係を数mm～数cm精度で求める測量手法

トータルステーション(TS)測量

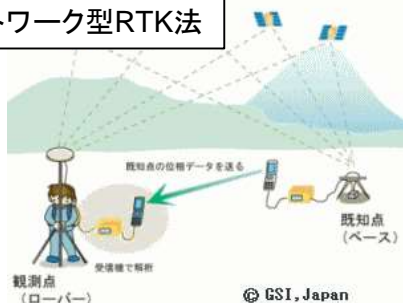


距離を測る光波測距儀と、角度を測るセオドライトの機能を組み合わせたトータルステーションにより観測点から目標点までの距離や角度を精密に計測し、数mm～数cm精度で相対的な位置関係を求める測量手法

GNSS測量(単点観測法)

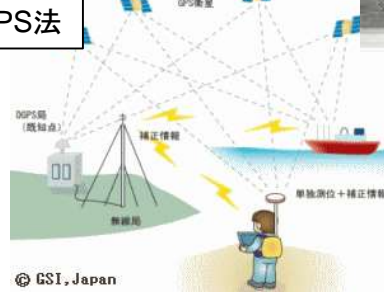
GPS衛星などの測位衛星を用いた測量手法の1つであり、精密補正情報を現地で受信することで、周囲の基準点を用いることなく、10秒程度の観測で対象点の座標値を計測できる測位手法

ネットワーク型RTK法



業者が配信する補正情報を携帯回線で受信し、数センチメートルの精度で位置を計測

DGPS法



基地局や衛星から発信される補正情報を受信し、数メートルの精度で位置を計測

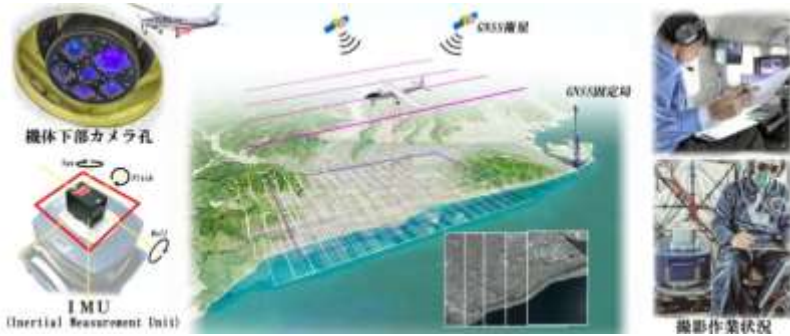


デジタル方位距離計



観測点に磁気コンパスと光波距離計などを備えたデジタル方位距離計を設置し、目標物までの磁方位角や鉛直角、距離を計測し、数メートルの精度で相対的な位置関係を求める測量手法

航空写真によるリモートセンシング技術 (有人航空機、ドローン)



有人航空機やドローン等に搭載したカメラで空中写真を撮影し、写真上のズレを補正した画像から地物の位置等を計測する技術

航空レーザ測量技術 (有人航空機、ドローン)



有人航空機やドローン等に搭載したレーザスキャナにより地上までの距離を計測し、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法

衛星画像によるリモートセンシング技術



光学衛星で撮影した衛星画像について、画像上のズレを補正した上で、地物の位置等を計測する技術

MMS(移動計測車両による計測技術)



車両等の移動体にGNSSアンテナ、レーザスキャナ、カメラ等の機器を搭載し、走行しながら3次元空間データを効率的に計測できるシステム

- 山村部における一筆地調査や測量作業を簡便化するには、広大な山の中で実施する現地作業を可能な限り省略することが必要。
- 近年、位置決定精度が向上している航空写真や衛星画像を用いた空中写真測量やレーザー測量技術を用い、現地作業を可能な限り省略することによる地籍調査の効率化を検討。

地帯別の一筆あたりの標準作業量

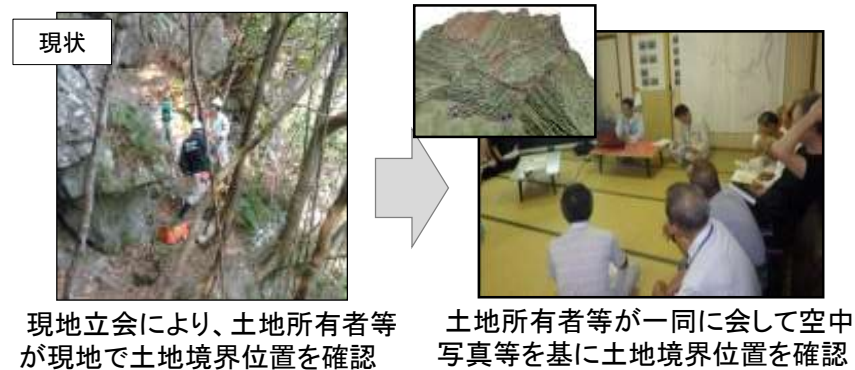
地帯	地図の縮尺	一筆あたりの標準作業人日			
		測量	一筆地調査	地積測定等	計
都市 ↑ ↓	1/250	0.19	0.18	0.05	0.42
	1/500	0.34	0.27	0.07	0.68
	1/1000	0.43	0.53	0.12	1.09
	1/2500	0.67	0.53	0.23	1.43
山村	1/5000	3.63	2.19	1.62	7.44

※平成29年度版地籍調査事業費積算基準書より試算

山村部が最も一筆あたりの作業人日が多く、特に測量や一筆地調査における作業が他の地帯に比べ多い傾向

山村部の調査手法を簡便化し、作業量を軽減する必要あり

【一筆地調査】現地立会作業の簡便化



【地籍測量】基準点や筆界点の測量作業を簡便化



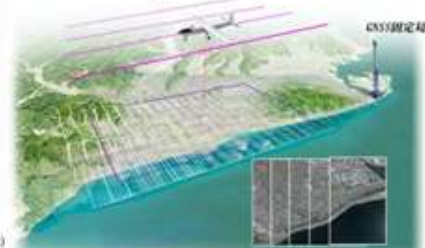
1年目

空中写真測量や航空レーザー測量等の実施(基準点設置)

- 地籍図根三角点の設置
- 調査対象地域の空中写真撮影や航空レーザー測量を実施

一筆地調査(準備作業)の実施

- 調査図素図等の作成
- 所有者調査、現地調査の通知(準備)



2年目

一筆地調査(現地調査)の実施

- 自治体職員又は地籍調査の受託業者と現地精通者等による現地調査(筆界の調査)
- 筆界案及び筆界確認資料の作成

一筆地調査(筆界確認)及び補備測量の実施

- 集会所における土地所有者の筆界確認(筆界案に基づき実施)
- 現地立会等が必要になった筆界の補備測量



3年目

地籍図及び地籍簿作成、閲覧

- 調査・測量の結果を基に地籍簿と地籍図の案を作成
- 成果の閲覧(20日間)

成果の認証・送付

- 各都道府県による認証
- 認証の承認(国土交通大臣)
- 登記所に成果を送付、登記簿の更新や備付地図(14条地図)となる



- 現地立会を行わずに正確な筆界位置を測定するには、筆界位置を確認するための正確な地図や図面が必要であることから、高解像度の空中写真を用いた測量技術、過去に撮影された空中写真やレーザー測量結果等を用いた植生・地形判読により、筆界案を作成する手法を検討。
- また、集会所における土地所有者等の筆界確認を円滑に実施するためには、現地状況を示す360度写真等の活用や地形状況を把握できる3D画像等の活用を検討。

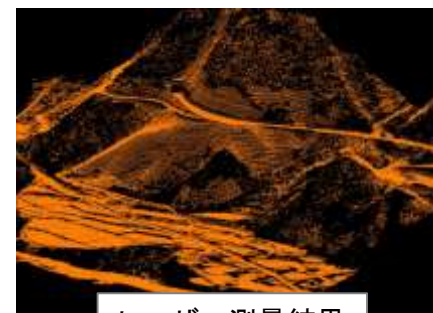
筆界案の作成に使用できる資料



新規撮影写真・画像



過去に撮影された写真・画像



レーザー測量結果

植生界や尾根、谷、地形の凸凹などを基に土地境界(筆界)を想定するため、新規撮影画像だけでなく、レーザー測量によって得た地形データやアーカイブ画像等で判読可能な地形の凸凹等の情報の使用を検討

集会所での筆界確認時に使用できる技術

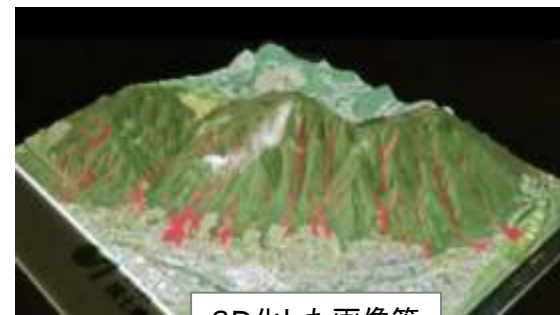
- ・ 360° 画像が容易に撮影可能な市販製品も登場
- ・ GNSSとの併用により、3次元立会の効率化が図れる



360度写真撮影



大型のモニタを用いた筆界案の表示



3D化した画像等

所有者が筆界を確認するための資料を準備するため、筆界案作成時に収集した資料だけでなく、事前の現地踏査で撮影する写真、空中写真を3D化した立体画像等、現地の状況を可能な限り示す技術の使用を検討

5. 都道府県計画等

都道府県計画様式

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県知事

国土調査事業十箇年計画（ 年 月 日閣議決定）に基づき、地籍調査に関する都道府県計画を下記のとおり定めたので報告します。

〇〇都道府県 地籍調査計画 記 (単位 km²)

調査地域	調査面積	調査面積年度別区分										摘要
		年度(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	

- (注) 1. 調査地域欄には都道府県名を記載する。
 2. 調査面積欄には新十箇年計画の調査面積を記載する。
 3. 調査面積年度別区分欄には年度別の調査面積を記載する。
 4. 各欄の面積は小数以下1位を四捨五入して記載する。

都道府県計画明細書様式

〇〇都道府県 地籍調査計画明細書

(単位：k m²)

調査地域				① 市町村 全面積	② 調査除外 面積	③ ①-② 調査対象 面積	④ 既調査 面積	同左内訳		⑤ 十箇年計画 面積	同左内訳			⑥ ③-④-⑤ 残面積	調査期間	備考	
番 号	コード	市 郡	町 村					地籍調査済	19 条 5 項 指定 済		DID	DID 以外					
												宅地	農用地 等				林地
合計																	

記載要領

- 市町村全面積は、原則として「都道府県市区町村別面積（国土地理院）」（最新のもの）による。
- 調査地域欄には調査を行う地域の市町村名を市町村コード順に一連番号を付して記載する。
- 調査除外面積欄には、国有林野及び公有水面等で地籍調査の対象としない地域の面積を記載する。
- 既調査面積欄には、十箇年計画開始の前年度までの地籍調査及び19条5項指定済面積を記載する。
- 十箇年計画面積内訳欄の農用地等には、原野を含むものとする。
- 計画残面積欄には、地籍調査の対象地域で、十箇年計画終了の次年度以降に調査を行う面積を記載する。
- 調査期間欄には、十箇年間で調査する年度を例えば「H〇〇～H〇〇」のように記載する。
- 各欄の面積の記載は、小数以下3位を四捨五入して2位までとする。

事業計画様式

別紙(1)

平成〇年度事業計画

〇〇県

区分 調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査面積				調査期間	令第14条各号に掲げる作業に要する費用の総額 千円	摘要
			本体調査 km ²	概況調査 km ²	予備調査 km ²	数値情報化等 km ²			
〇〇市	地籍の明確化を図るため	〇〇〇	1.00				~ HO.O.O		
		〇〇〇	1.00						
		〇〇〇	2.00						
		〇〇〇	3.00						
		〇〇〇	1.00						
小計			8.00	0.00	0.00	0.00		40,000	
〇〇市	地籍の明確化を図るため	〇〇〇		0.00			~ HO.O.O		
小計			0.00	0.00	0.00	0.00		0	
〇〇市	地籍の明確化を図るため	〇〇〇				0.00	~ HO.O.O		
小計			0.00	0.00	0.00	0.00		0	
合計			0.00	0.00	0.00	0.00		0	